

# 出産・育児・介護 会費免除に関するQ&A

Q1

「出産・育児・介護 会費免除」と「退会」はどこが違うのでしょうか？

A : 会費免除期間は会員としての協会への在籍は残ります。退会は、会員の資格を失効し、再び会員になるには「継続復会手続き」、または「再入会」しなければなりません。

Q2

年度途中からの会費免除も可能でしょうか？  
また、会費免除期間の会員区分は？

A : 会費免除は年度単位で、休会申請を行った翌年度（4月1日～翌年3月31日まで）が会費免除期間となります。また、申請時の会員区分での会費免除となるため、普通会员時にご申請された場合は、普通会员の会費免除となります。

Q3

会費免除期間中、協会主催の講習会・特別講習会・イベント等の受講はできますか？

A : 協会主催の講習会・イベントへの参加は可能で、正会員および普通会员の会員価格等で受講することができます。

Q4

会費免除期間中も会員証の発行や、会報誌、その他発行物等は送られてきますか？

A : 会費免除期間も会員証発行し、会報誌等送付いたします。但し、申請が受理された後、会員証を発行いたします。

Q5

「会費免除理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が申請時(3月31日まで)に間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

A : 申請年度の翌年度1年間が会費免除となります。間に合わない場合は、まず「会費免除申請書」を先に提出し、同時に協会事務局の総務担当あてに必ず提出期日をご連絡ください。  
ご連絡いただいた場合でも、出産日から1年を経過し、証明書が提出されない場合はその年度の休会は無効となり、会費の納入が必要となります。ご不明な点は事務局総務担当にご相談ください。

Q6

申請の期限はあるのでしょうか？

A 出産・育児の場合、申請期限は出産日から1年以内となっています。期限内に申請いただきますようお願いいたします。延長申請の場合は、市区町村役所より新年度4月入所に関する最終選考後の2月に発行された「保育所入所不諾通知書」が届いた後、会費免除期間内にご申請ください。  
介護休業取得の場合、申請期限は「第三者による証明書」発行から1年以内となっています。

Q7

会費免除の期間中、勤務先で出産育児・介護休業を取得してありますが、登録サロンや登録教室の申請・更新、AJESTHE認定講師の更新はできますか？

A できます。それぞれの規程に沿って、申請・更新を行ってください。

Q8

介護休業による会費免除申請の提出書類で、「介護対象家族および申請者の氏名が記載された、介護対象者と申請者の続柄が確認できる**公的な書類**」とは、何の書類を提出すればよいのでしょうか？

A

	介護対象家族と申請が 同一世帯	介護対象家族と申請が 別世帯（別居住）
申請者の祖父母	住民票（続柄記載）  ※マイナンバーの記載がないもの	介護対象家族の「戸籍謄本」  ※介護対象家族のおよび申請者の氏名が記載され、 続柄が確認できる謄本
申請者の父母		
申請者の兄弟・姉妹		
申請者の配偶者の父母		
申請者の配偶者		
申請者の子		
申請者の孫		① 申請者の「戸籍謄本」 ※申請者と孫の父母いずれかの氏名が記載された謄本  ② 住民票 ※介護対象者家族の住民票